

平成 27 年度決算検査報告の概要

決算委員会調査室 大柳 涼

1. はじめに

決算検査報告は、憲法第 90 条及び会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 29 条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が 1 年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書で、検査が終了した決算とともに内閣に送付され、内閣から国会に提出される。この決算検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。平成 27 年度決算検査報告は、検査院が平成 27 年 10 月から 28 年 9 月までに実施した検査（平成 28 年次会計検査）の結果が掲載されたものであり、28 年 11 月 7 日に検査院から内閣に送付された¹。国会への提出は、近年、秋の臨時会中に決算とともに行われており、第 192 回国会（臨時会）の 28 年 11 月 18 日に平成 27 年度決算とともに内閣から国会に提出された²。

本稿では、平成 27 年度決算検査報告の全体像について概観した上で、同検査報告に掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 平成 27 年度決算検査報告について

（1）構成

平成 27 年度決算検査報告は、本編が 1, 123 頁となっている³。決算検査報告には、国の収入支出の決算の確認、国の決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出など 8 項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第 29 条各号）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている。検査院による検査結果の所見が記述されているのは、主として図表 1 に示した六つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項」⁴、「改善処置済事項」は、通例「指摘事項」と呼ばれており、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。この指摘事項に係る記述が決算検査報告の大部分を占めている。

平成 27 年度決算検査報告の第 1 章では検査の概要、第 2 章では国の決算の確認、第 3 章

¹ 内閣への送付に当たっては、会計検査院長が内閣総理大臣に手交することが通例となっている。検査結果について国民が知ることができる決算検査報告への関心は高く、内閣送付の際には、新聞等を通じて広く報じられることが多い。

² 平成 26 年度決算及び平成 26 年度決算検査報告については、提出時期である 27 年 11 月 20 日前後が国会閉会中であったため、国会への提出が第 190 回国会（常会）冒頭の 28 年 1 月 4 日となった。

³ 決算検査報告は、検査院のウェブサイトにて全文が公開されている。

⁴ 意見表示・処置要求は、会計検査院法第 34 条又は第 36 条に基づくものであり、第 34 条に基づく意見表示・処置要求は会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第 36 条に基づく意見表示・処置要求は法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では随時報告⁵、検査要請⁶事項の報告及び特定検査状況⁷、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。同検査報告の大部分を占めるのが第3章であるが、一般的な構成として検査院からの指摘事項に係る主務大臣等宛ての文書の全文を掲載する形が採られている。ここでの記述項目については、多くの変遷を経てきており、必ずしも一定していないが、①不適切な事態が生じる背景となった制度等の概要、②当該検査の観点、着眼点、対象及び方法、③検査の結果、④不適切な事態等に関連し、所管省庁等に対する検査院の意見表示や是正改善の処置要求といった内容になっている。

図表1 決算検査報告における主な掲記事項の区分

	区 分	事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの
	改 善 処 置 済 事 項	会計検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じたもの
	随 時 報 告	会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
	検 査 要 請 事 項 の 報 告	国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
	特 定 検 査 状 況	会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 会計検査院資料を基に作成

(2) 検査方針

検査院は、毎年10月頃から翌年9月頃までの1年間を「検査年次」としており、決算検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載される。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、平成27年度決算検査報告は、27年9月に策定された「平成28年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：27年10月から28年9月まで）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同検査方針では、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の9項目の施策分野に重点を置き検査を行うほか、東日本大震災からの復興に向けた各種施策について、進捗状況等に応じて適時適切に検査を行うとされた。また、会計検査院法第20条第3項に規定された正確性、合規性、経済性、

⁵ 随時報告は、平成17年の会計検査院法改正により新設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項等に関し、各年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を行うとともに、その概要を決算検査報告に掲記している。

⁶ 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法の改正により新設された制度で、国会からの求めに応じ、特定の事項について検査した結果を報告するとともに、その概要を各年度の決算検査報告に掲記している。なお、平成17年以降の国会からの検査要請に関する報告計49件は、全て参議院決算委員会の検査要請に基づくものである。

⁷ 特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されたものであり、国会審議における重要な材料となり得る。

効率性、有効性といった多角的な観点⁸から検査に取り組むとされた。

(3) 検査対象

検査対象は、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」(会計検査院法第22条各号)と、検査院が必要と認めた場合等に検査が可能な「選択的検査対象」(同法第23条第1項各号)がある。平成28年次検査において必要的検査対象とされたのは、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか11省等の会計のほか、政府関係機関、事業団、独立行政法人等220法人及び日本放送協会の会計である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等財政援助を与えた5,166団体等(都道府県、市町村等)の会計、国が資本金の一部を出資している8法人(中部国際空港株式会社等)の会計、国が出資した法人が更に出資している53法人(北海道旅客鉄道株式会社等)の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と56法人等との契約に関する会計である。

これらの検査対象機関に対し、書面検査及び実地検査⁹が行われる。28年次の書面検査は、27年度分の計算書約13万7千冊及びその証拠書類約4,366万枚が対象とされた。同年次の実地検査の実施状況は図表2のとおりである。

図表2 平成28年次会計検査における実地検査の実施率

実地検査の対象箇所	左の箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,366	1,813	41.5%
その他の地方出先機関等	6,594	1,114	16.8%
郵便局、駅等	20,588	51	0.2%
計	31,548	2,978	9.4%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた5,166の団体等についても、実地検査を実施している。

(出所) 会計検査院『平成27年度決算検査報告』より作成

3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

平成27年度決算検査報告に掲記された事項等の総件数は455件であり、指摘金額¹⁰の総

⁸ 多角的な観点とは、①決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性、②会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性、③事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性、④同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性、⑤事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を果たしているか、また、効果を上げているかという有効性の観点。

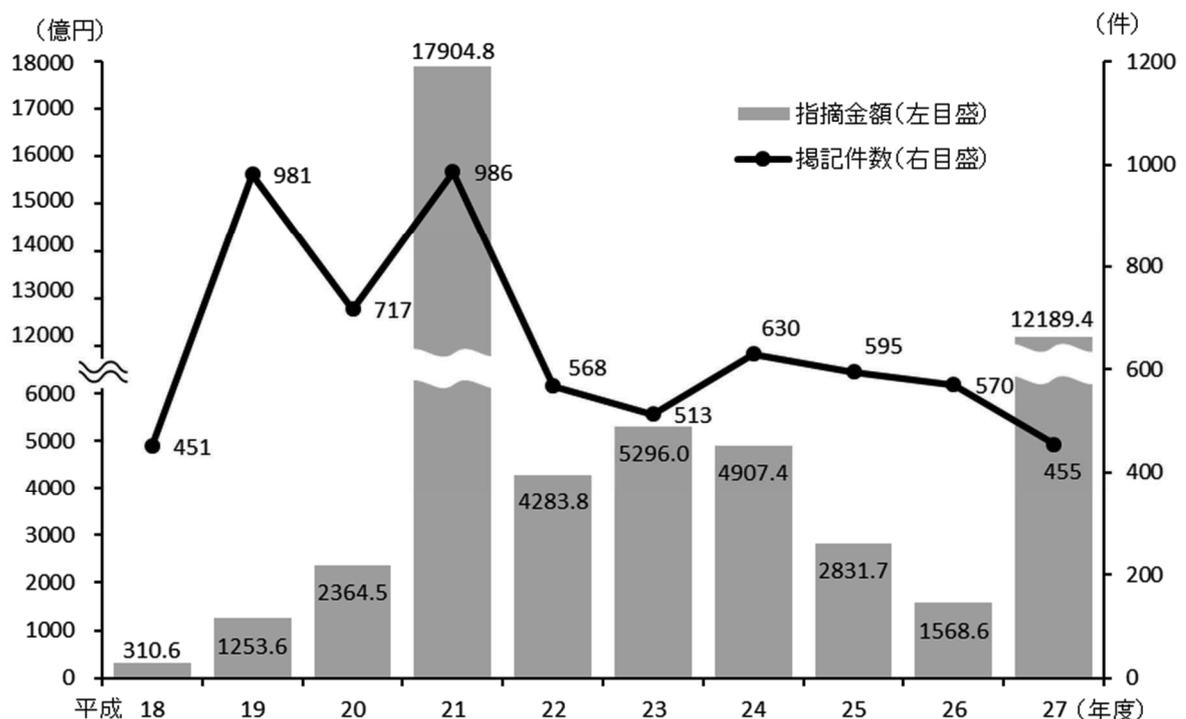
⁹ 書面検査は、検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類について、在庁して行う検査。実地検査は、検査対象機関の府省や団体の本部や支部、あるいは工事等の事業が実際に行われている場所に検査院職員を派遣して、会計帳簿の検査や関係者からの説明聴取等を行う検査。

¹⁰ 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、改善処置済事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関

額は1兆2,189億4,132万円となっている。これは過去2番目に多い指摘金額である。26年度決算検査報告に比べ、総件数は115件減少したが、指摘金額の総額は1兆620億7,431万円増加した。増加の要因は金融庁における「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について」の指摘金額が1兆964億円に上ったことによるものである。次いで指摘金額が大きかったのは、厚生労働省の「生活福祉資金の貸付事業を実施するための保有資金について」(272億円)であり、詳細は後述するが、どちらも保有する必要性の低い余裕資金の国庫返還や有効活用を求めるものであった。26年度決算検査報告で指摘金額が最も多かったのは、防衛省の「F-15戦闘機の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器について、速やかに返納させるとともに必要な機能検査の実施を求めたもの」(243億円)であり、今年度は預金保険機構の1件で指摘金額が押し上げられたことが分かる。

過去10年間の掲記件数及び指摘金額の推移は図表3のとおりであり、平成21年度をピークとして、その後、掲記件数はほぼ横ばいであるが、指摘金額に増減がみられるのは、基金や保有資産、剰余金の取扱いに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。

図表3 掲記件数及び指摘金額の推移(過去10年間)



(出所) 各年度の決算検査報告より作成

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を項目別にみると、「不当事項」等の指摘事項が437件、「国会及び内

する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、背景金額と呼び、指摘金額と区別している。

閣に対する報告」(随時報告)が10件、「国会からの検査要請事項に関する報告」(検査要請)が2件、「特定検査対象に関する検査状況」(特定検査)が6件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が、前年度と比べて105件減少したものの、指摘事項の約8割(437件中345件)を占めている。また、事項等別の件数の推移をみると、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数は、近年増加傾向にあったが、26年度に半減し、27年度も前年度と同水準となっている。

また、「随時報告」、「検査要請事項」及び「特定検査状況」については、件数は少ないながらも、一定数継続して掲記されている(図表4)。

図表4 事項等別件数推移(過去10年間)

事項等		年度									
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
指摘事項	不当事項	361	859	593	874	425	357	470	402	450	345
	意見表示・処置要求事項	11	53	69	66	76	81	77	100	49	43
	改善処置済事項	65	55	46	39	54	53	64	76	57	49
随時報告		2	7	23	6	10	13	8	8	6	10
検査要請事項の報告		5	6	5	3	1	9	6	1	2	2
特定検査状況		8	5	4	4	6	6	7	9	6	6
計		451	981	717	986	568	513	630	595	570	455

(注)「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所)各年度の決算検査報告より作成

(3) 省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、指摘金額では、金融庁(1兆964億円)が最も多く、厚生労働省(337億7,752万円)、国土交通省(266億5,839万円)、農林水産省(213億6,340万円)と続く。また、掲記件数では、厚生労働省(185件)が全体の約42%を占め、国土交通省(61件)、農林水産省(40件)、文部科学省(29件)と続いている。省庁等のうち、掲記件数及び指摘金額が多かったのは、図表5のとおりである。また、省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表6のとおりである。

図表5 掲記件数及び指摘金額が多かった省庁

		(億円)	
省庁名	掲記件数	省庁名	指摘金額
厚生労働省	185件	内閣府(金融庁)	10,964
国土交通省	61件	厚生労働省	337
農林水産省	40件	国土交通省	266
文部科学省	29件	農林水産省	213
防衛省	13件	防衛省	120

(出所)会計検査院『平成27年度決算検査報告』より作成

図表6 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

単位：件、万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項	計					
			会計検査院法 34条関係	会計検査院法34 条及び36条関係	会計検査院法 36条関係							
国会（国立図書館）						1	93,173	1	93,173			
内閣（内閣官房）			1	3,468				1	3,468			
内閣府（内閣府本府）	3	2,445	2	694,431				5	696,876			
内閣府（警察庁）	1	13,521				1	36,785	2	50,306			
内閣府（金融庁）					1	109,640,000		1	109,640,000			
総務省	11	16,583			1	11,652		12	28,235			
法務省	2	16,075					1	2,839	3	18,914		
外務省	1	1,582			1	511		2	2,093			
財務省	1	27,647						1	27,647			
文部科学省	24	33,277	1	43,633	1	20,788	1	122,037	2	56,483	29	275,716
厚生労働省	177	482,755	1	1,538	1	52,854	4	2,737,695	2	112,106	185	3,377,752
農林水産省	28	37,053	3	41,550			5	270,315	4	1,789,608	40	2,136,340
経済産業省	11	21,245					1	9,279	12	30,524		
国土交通省	46	897,634	3	990,657			3	-	9	810,048	61	2,665,839
環境省	6	9,752	1	467,224				2	110,943	9	587,919	
防衛省	3	9,743	1	760,874				9	438,883	13	1,209,410	
日本私立学校振興・共済 事業団	4	735				1	19,813			5	20,548	
東京地下鉄（株）							1	9,750	1	9,750		
東日本高速道路（株）						1	-	2	2,839	3	2,839	
中日本高速道路（株）						1	-	2	7,310	3	7,310	
西日本高速道路（株）						1	-	1	1,483	2	1,483	
本州四国連絡高速道路 （株）						1	-			1	-	
日本郵政（株）			1	870						1	870	
全国健康保険協会	1	1,675								1	1,675	
日本年金機構	1	784						2 ※	5,529	3	6,313	
国立研究開発法人防災科 学技術研究所								1	1,091	1	1,091	
（独）海技教育機構	1	250								1	250	
（独）農畜産業振興機構	2	2,894						1	1,758	3	4,492	
（独）国際協力機構	1	260					2 ※	-	1,496	4	1,756	
国立研究開発法人宇宙航 空研究開発機構								1	1,042	1	1,042	
（独）日本スポーツ振興セ ンター	2	1,329								2	1,329	
（独）鉄道建設・運輸施設 整備支援機構								1	1,457	1	1,457	
（独）労働者健康福祉機構	1	3,237								1	3,237	
（独）都市再生機構	1	898								1	898	
国立研究開発法人日本原 子力研究開発機構						1	153,969	1	132,496	2	286,465	
（独）地域医療機能推進機 構								1	66,635	1	66,635	
（独）住宅金融支援機構								1	309,329	1	309,329	
（国）旭川医科大学	1	189,183								1	189,183	
（国）弘前大学	1	843								1	843	
（国）岩手大学	1	521								1	521	
（国）筑波大学	1	506								1	506	
（国）埼玉大学	1	677								1	677	
（国）金沢大学	1	332								1	332	
（国）浜松医科大学	1	416								1	416	
（国）三重大学	1	357								1	357	
（国）京都大学			1	4,239						1	4,239	
（国）鳥取大学	1	1,002								1	1,002	
（国）島根大学	1	435								1	435	

(国) 広島大学	1	4,030							1	4,030		
(国) 佐賀大学	1	541							1	541		
(国) 長崎大学	1	1,025							1	1,025		
(国) 宮崎大学	1	351							1	351		
(国) 北陸先端科学技術大学院大学	1	1,373							1	1,373		
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	1	388							1	388		
首都高速道路(株)						1	-		1	-		
阪神高速道路(株)						1	-	1	1,773	2	1,773	
エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株)								1	84,903	1	84,903	
日本郵便(株)			1	28,071						1	28,071	
(独) 農業者年金基金	1	168								1	168	
合計	345	1,783,541	16	3,036,555	2	73,642	25	112,955,992	49	4,089,038	437	121,894,132

(注1) 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)、国立大学法人→(国)

(注2) 背景金額については掲載せず、「-」とした。

(注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注4) 複数の団体に係る指摘については、金額は一方の団体にのみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。なお、重複分を金額を掲載していない団体には※印を付した。

(注5) 「不当事項」及び「意見表示・処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、金額の合計に当たってその重複分を控除しているため、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(出所) 会計検査院『平成27年度決算検査報告』より作成

4. 主な個別の掲記事項

平成27年度決算検査報告では、平成28年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野のほか、国民の関心の高い事項として、度重なる自然災害の発生等により関心が高まった国民生活の安全性の確保に関するもの、東日本大震災からの復興に関するもののほか、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行や資産、基金等のストックに関するもの、行政経費の効率化、事業の有効性等に関するものなどが掲記されている。ここでは、同検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する¹¹。

(1) 個別の掲記事項の概要

ア 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例1：防災情報通信ネットワークの整備が不適切

国土交通省は、市街地の防災性の向上等を図るため、都市の防災構造化等を総合的に推進する都市防災総合推進事業を実施する地方公共団体等に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。市区町村は推進事業の一環として、同交付金を用いて、災害時の情報通信を確保するために情報の送受信等を行うのに必要な施設（防災情報通信ネットワーク）を整備している。検査院が検査したところ、防災情報通信ネットワークの整備として27市区町が設置した防災行政無線の設備87基（交付金相当額2億4,046万円）は、地震の震動による倒壊等の危険性が高い建物に設置されており、地震発生時に有効に機能しないおそれがあることなどが明らかとなった。

¹¹ 各事例タイトル末尾の括弧内は、図表1の掲記区分を表す。なお、無表記のものは指摘事項を表す。

事例 2：滑走路等の耐震化工事における薬液注入工の施工不良等の状況（特定検査）

国土交通省は、空港滑走路等について、地震動による液状化を防ぐため、薬液注入による地盤改良工事（薬液注入工）を行うなど耐震対策を実施している。平成 28 年 4 月から 5 月にかけて、東亜建設工業（株）が主体となって薬液注入工を施工した羽田空港等 5 件の工事（契約額 78 億 3,870 万円）について施工不良及びデータ改ざんによる虚偽報告があったことが同社から国交省に報告された。5 件の工事について、検査院が検査したところ、①設計図書どおりの削孔や薬液の注入ができていない事態、②監督職員が現場立会する際に、注入速度等を改ざんしたモニター画面を見せていた事態、③事後調査に際し、虚偽の供試体とすり替えが行われていた事態等が明らかとなった。

イ 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

事例 3：除染仮置場における地盤沈下への対応及び囲い柵の安全性確保の必要性

環境省は、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の収集、保管等の事業を実施しており、汚染土壌等は、中間貯蔵施設等に搬出するまで、仮置場に保管されている。仮置場の設計等について検査院が検査したところ、①設計に当たり、盛土等の荷重や土質条件等による地盤沈下が考慮されておらず、また、31 か所において、仮置場の底面が逆勾配となって土壌等からの浸出水の集水が適切に行われず、放射性物質濃度の測定ができないおそれがある事態、②仮置場の囲い柵について、設計基準がなく、現地の状況を踏まえた設計風速及び安全率を用いた設計を行っていない事態が明らかとなった。

ウ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例 4：刑務所において調達した原材料の管理が不適正

神戸刑務所は、所内の工場において、被収容者が使用する運動靴等の自給製品の生産を行い、生ゴム、合成ゴム等の原材料を調達している。検査院が平成 23 年度から 25 年度までの原材料の調達状況や管理状況について検査したところ、①自給製品原材料に係る提供物品受払簿と実際の使用状況が全く相違していた事態、②自給製品原材料がそれ以外の原材料と区別されずに保管され、棚卸しも行なわれていなかったため、適正な原材料の使用が確認できない事態、③自給製品原材料の一部が自給製品以外の生産に使用されていた可能性が高いこと（不当と認める調達額 1 億 3,455 万円）が明らかとなった。

事例 5：スポーツ選手の育成・強化事業における不適切な会計処理

文部科学省は、2020 年に活躍する年代の競技者を計画的に育成・強化するため、ジュニア競技者の育成・強化事業を公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）に委託し、JOC はその一部の事業を加盟するスポーツ団体に再委託している。検査院が検査したところ、JOC と 27 団体が締結した再委託契約について、6 団体が合宿に参加した選手から徴収した負担金を収入として計上していない事態等が明らかとなった（不当金額 457 万円（平成 26 年度））。また、厚生労働省が補助金を交付し、公益財団法人日本障

害者スポーツ協会が障害者競技団体に委託して実施した選手強化事業について、5団体が実際に要した費用に、団体自らが負担していない額も含めていた事態等が明らかとなった（不当金額2,995万円（22年度から24年度））。

事例6：国立大学法人等のDNA合成製品の購入に係る不適正な会計経理

国立大学法人等は、研究用物品を多数購入しており、そのうちDNA合成製品は、遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験等に使用するため、研究の進捗に応じて発注が行われている。広島大学等の15国立大学法人等において、平成21年度から26年度までに、①複数の研究者がDNA合成製品を会計規程等で認められていない前払により購入していた事態、②経理責任者等が納品検査において現物と照合せずに支払うなど不適正な会計経理を行っていた事態等が明らかとなり、検査院は1億2,804万円の支出について不当としている。

事例7：内閣官房及び内閣府本府における重要物品のずさんな管理

国の物品は、物品管理法等に基づき、各省各庁が物品管理簿等に管理状況を記録することとなっている。取得価格が50万円以上の機械等（重要物品）は、その価格も記録し、不用決定する場合は、あらかじめ各省各庁の長等の承認が必要となっている。内閣官房及び内閣府本府所管の平成26年度末の重要物品を検査院が検査したところ、物品管理簿等に記録されている重要物品の現物が確認できない事態（内閣官房26個3,468万円、内閣府本府201個64億3,788万円）、取得した重要物品が物品管理簿等に記録されていない事態（内閣府本府57個4億9,734万円）が明らかとなった。

事例8：国有林野事業における立木販売に係る造材集材作業に係る経費の積算が不適切

国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費について、検査院が北海道、東北、九州各森林管理局管内の15森林管理署等の契約（平成25年度及び26年度に締結した166件）を検査したところ、13森林管理署139件において、経費の低減が見込まれるプロセッサやハーベスタ、フォワーダ等の高性能林業機械が使用されていたにもかかわらず、これら機械の使用実態を積算基準に反映させることなく、チェーンソーやトラクター等の従来型の林業機械のみを基準として積算していたこと（過大な積算額2億6,880万円）が明らかとなった。

事例9：道路事業等において取得した電気通信設備の物品管理簿への記録が不適切

国土交通省は、道路や河川の管理業務及び防災業務に資することを目的としたCCTVシステム（映像監視システム）等の電気通信設備を多数取得している。これらの設備は物品管理法等により、物品管理簿に物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされている。検査院が検査したところ、①CCTVシステム等3,262台（取得価格83億3,933万円）について、物品管理簿に記録していない事態、②テレメータ観測局装置等593台（同11億8,312万円）について、国有財産で

ある道路附属物等となり、物品に該当しないこととなった後も物品管理簿に記載したままとなっている事態が明らかとなった。

事例 10：国有財産台帳に記録する艦船の価格が不適切

防衛省は、艦船の取得時等に、その価格を国有財産台帳に記録することになっている。検査院が検査したところ、①平成 24 年 3 月に就役した呉地方総監部在籍の潜水艦について、同総監部は取得時の価格を誤って国有財産台帳へ記録していたため、27 年度末の国有財産台帳価格が 7 億 3,594 万円過大となっていた事態、②横須賀、佐世保、舞鶴各地方総監部は、誤った耐用年数に対応する償却率を用いて艦船に係る評価額の算定を行っていたため、価格改定後の国有財産台帳価格を誤って記録する事態が明らかとなった(27 年度末の国有財産台帳価格が、横須賀地方総監部の 1 隻で 16 億 9,094 万円過大、横須賀地方総監部等の 4 隻で 51 億 8,186 万円過小)。

事例 11：補正予算の効率的・効果的な執行の必要性（特定検査）

補正予算は昭和 22 年度以降毎年度作成されており、多くの年度で補正予算によって歳出予算額及び歳入予算額の規模が拡大する傾向となっている。補正予算の執行状況について検査院が検査したところ、① 7 府省等の平成 24 年度から 26 年度までの補正予算において、補正追加額 2.7 兆円のうち 73%が翌年度に繰り越されるなど当初予算を含む歳出予算現額全体に係る繰越率よりも、補正予算により追加された予算に係る繰越率の方が高い傾向が見受けられる事態、② 7 府省等における 24、25 年度の補正追加額による資金の交付を受けた基金等において、補正予算が成立した現年度中に取崩しが決定又は、支出されたものがほとんどない事態、③元年度以降、当初予算よりも補正後予算の方が公債依存度が上昇する年度が多い事態が明らかとなった。

エ 資産、基金等のストックに関するもの

事例 12：預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における多額の利益剰余金

金融庁は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（早健法）に基づき、平成 10 年 10 月から 14 年 3 月まで預金保険機構及び（株）整理回収機構を通じて金融機関が発行する優先株式の引受け等により 8 兆 6,053 億円の資本増強措置を実施した。預金保険機構の早健法業務に係る経理を整理している金融機能早期健全化勘定の利益剰余金について、検査院が検査したところ、優先株式の処分価額が取得価額を上回ったことなどにより、同勘定の利益剰余金は 21 年度以降 1.5 兆円を超えて推移していた。検査院は、27 年度末における利益剰余金 1 兆 5,991 億円から、今後使用する可能性のある資金（試算額 4,943 億円）等を差し引いた 1 兆 964 億円は余裕資金であり、早健法の趣旨に留意しつつ有効活用を図るための制度の整備等を検討する必要があるとしている。

事例 13：生活福祉資金の貸付事業に係る保有資金が過大

厚生労働省は、都道府県の社会福祉協議会（社協）が生活福祉資金貸付事業を実施す

るに当たり、都道府県等に対してセーフティネット支援対策等事業費補助金等を交付している。各都道府県社協は、当該国庫補助金等を財源として都道府県等から交付された補助金を貸付事業の原資としている。検査院が検査したところ、17都道府県の社協において、保有資金の額が貸付事業の実施状況に照らして適正な規模を上回っていることなどが明らかとなった。検査院は、保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、保有し続ける必要性の低い国庫補助金相当額（試算額272億2,787万円）の一部について国庫に返還することなどを求めている。

オ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例14：効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）

外務省及び(独)国際協力機構（JICA）が実施する政府開発援助（ODA）について、検査院が検査したところ、①対ベナン無償資金協力「コトヌ零細漁港開発計画」（贈与額10億4,692万円）で、整備された冷凍倉庫及び設備計14台について供用開始後5年半を経過した平成23年5月から使用されていない事態、②対フィリピン有償資金協力「コンテナターミナル整備事業」（貸付実行累計額299億8,317万円）で、整備されたバタンガス港、スービック港両港のコンテナ貨物取扱量が開港後それぞれ9年目及び4年目で取扱目標値に対してそれぞれ32.5%、26.6%と低くなっていたなど不適切な事態が明らかとなった。

事例15：日雇労働求職者給付金の不正受給等

厚生労働省は、日雇労働者が失業した場合にその生活の安定を図るため、一定の要件を満たす者に対して日雇給付金を支給している。検査院が16都道府県労働局の公共職業安定所において検査したところ、①給付金の支給に当たり、日雇労働被保険者資格の確認が十分に行われず、一般被保険者等への切替えなどが適切に行われなかったこと（不適切な支給が平成26年度に646人、4億6,597万円）、②失業認定に当たり、労働の意思の有無の確認が十分に行われていないこと、③実際には就労していたのに支給要件の確認等が十分に行われずまま給付金が不適切に支給されていたこと（25年度から28年度で114人、9,195万円）が明らかとなった。

事例16：都市農村共生・対流総合対策事業における数値目標設定等が不適切

農林水産省は、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉に活用する地域の手づくり活動に、2年間を上限として交付金を交付する都市農村共生・対流総合対策事業を実施している。検査院が平成25年度から27年度までに実施された220事業を検査したところ、①134事業において、事業に直接関連しない数値を目標にしている事態、②8事業において、資金不足等の理由により取組の実施が低調になっている事態、③21事業において、数値目標の達成率が30%未満と低調になっている事態、④前記の②及び③の事業について、地方農政局が取組の改善を図る重点指導の仕組みが十分に活用されていない事態等が明らかとなった。

事例 17：新重点密集市街地の解消に向けた事業の実施が不十分

国土交通省は、延焼危険性等を考慮して設定された新重点密集市街地の解消のために昭和 58 年度から平成 27 年度の間市区町が実施している各種の事業（解消事業）に対し、社会資本整備総合交付金等を交付している（交付金等交付額 781 億 9,360 万円）。検査院が検査したところ、①解消事業を実施している 28 市区の 151 地区のうち、93 地区では、最低限の安全性が確保されず、密集市街地が解消していない事態、②解消事業の一つである住宅市街地総合整備事業を実施している 121 地区のうち、60 地区では、国土交通省が求めている事業計画を作成しておらず、密集市街地の解消割合も 28.3%と低くなっている事態等が明らかとなった。

事例 18：政府共通プラットフォームの整備及び運用が不十分（随時報告）

平成 33 年度を目途に、原則全ての政府情報システムを統合・集約することを目的として整備されている政府共通プラットフォーム（政府共通 P F）について、検査院が検査したところ、33 年度末においても 61.4%のシステムが政府共通 P F 以外で運用される予定となっており、これら移行対象外システムの 26 年度の運用等経費が政府全体の運用等経費の予算総額 3,794 億円の 88.1%に上っていることが明らかとなった。また、①サーバの台数の削減効果が見受けられない事態、②ソフトウェア等を作動させるのに必要な C P U等の I Tリソースの規模を減少させても、政府全体として負担する費用が直ちに低減されない仕組みとなっている事態等が明らかとなった。

カ その他の事例

事例 19：第三者行為災害において国が取得する求償権の不適切な処理

厚生労働省は、労働者災害補償保険法に基づき、業務上又は通勤による労働者の負傷や死亡等に関して、被災労働者又はその遺族に対して保険給付を行っている。保険給付の原因である事故が第三者行為による場合は、政府はその給付価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権（求償権）を取得することとなっている。検査院が 13 都道府県労働局において検査したところ、会計法令に定める債権管理事務が適切に行われず求償権が時効によって消滅していたり、必ずしも債権回収が困難とは認められないのに求償権の行使が差し控えられていたなどの事態が明らかとなった（平成 23 年から 27 年度で 177 件、債権額 1 億 1,561 万円）。

事例 20：国立大学附属病院の経営状況及び医療安全管理体制（随時報告）

群馬大学附属病院（群大病院）は、医療事故に伴う死亡事例が発生した際に院内報告制度が機能しておらず、速やかな原因分析や改善策の立案及び職員への周知が行われていなかったことなどから、平成 27 年 6 月、特定機能病院の承認を取り消された。検査院が国立大学附属病院の経営状況や医療安全管理体制等について検査したところ、①群大病院において、医療事故等に伴う稼働額への影響が 10 億 5,804 万円となっていたこと、

②11 附属病院において、一部の死亡症例を検証するのみとなっているなど、死亡症例の報告及び検証体制が不十分であることなどが明らかとなった（22年度から26年度）。

（2）不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った指摘事項等について、その後の会計検査での確かなフォローアップが行われており、平成19年度決算検査報告以降、その是正状況が掲記されている。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和21年度から平成26年度までの決算検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが444件、106億1,536万円あり、このうち金銭返還を要するものが432件、102億7,570万円あった。

イ 改善処置済事項に係る処置の履行状況

平成26年度決算検査報告で処置済事項として掲記された79件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったものの10件を除いた69件について履行状況をみたところ、改善処置が全く履行されていなかったものは見受けられなかった。

5. おわりに

（1）平成27年度決算検査報告の特色

今回の決算検査報告では、前年度に引き続き、国民生活の安全性確保に関する事項や東日本大震災からの復興に向けた施策に関する事項、医療に関する事項など国民の関心が高い事項について掲記されるとともに、予算の適正な執行、会計処理の適正な処理等に関するものや行政経費の効率化、事業の有効性等に関するものなど、例年掲記されている指摘の中にも特徴的なものがみられた。

例えば、国民生活の安全性確保に関する事項では、防災情報通信ネットワークにおける防災行政無線の設備が耐震性の低い建物に設置されており、震災時に有効に機能しないおそれがある事態（事例1）を指摘するとともに、空港滑走路の耐震化工事において事業者による施工不良やデータ改ざん等によって適切に工事が行われていなかった事態（事例2）を指摘している。国民の生命の安全に関わる災害対策においては、東日本大震災の教訓から、施設整備に当たり、緊急時のあらゆる状況下での使用を想定することが求められており、指摘されたような事態は早急に解消する必要がある。

東日本大震災からの復興に向けた施策等に関する事項では、福島第一原子力発電所事故に起因する汚染土壌等を保管する仮置場について、設計ミスによって浸出水の集水が適切に行われず、放射性物質濃度の測定ができないおそれがある事態（事例3）を指摘している。中間貯蔵施設の本体工事は28年11月に始まったばかりであり、用地取得も予定地の1割にとどまっている。工事が長引く中、仮置場での汚染土壌を減らす対策にも取り組む

必要があり、地域の理解と協力を得るためにも、指摘されたような事態は早急に改善することが望まれる。

医療に関する事項では、群大病院での医療事故による特定機能病院の承認取消しを契機として、国立大学附属病院全体の医療安全管理体制等について検査し、一部の病院において死亡症例の報告及び検証体制が不十分であることなどを指摘している（事例 20）。27 年 10 月に始まった医療事故調査制度は、医療に起因する予期せぬ死亡事故の原因を究明し、再発防止策を探ることを目的に導入されたが、初年度の届出件数は想定の 3 割以下にとどまるなど、医療の安全を確保する取組はまだ道半ばである。大学附属病院は、検査院の指摘を踏まえ、医療事故の再発防止に向けた対策を適切に行っていく必要がある。

予算の適正な執行、会計処理の適正な処理等に関する事項については、例年多くの省庁や団体を対象に様々な指摘がなされているが、今回特徴的なのは、補正予算の効率的・効果的な執行の必要性について、政府の予算執行全体に係る指摘がなされたことである（事例 11）。補正予算によって予算規模が拡大する傾向にある中で、当初予算を含む歳出予算現額全体に係る繰越率よりも、補正予算により追加された予算に係る繰越率の方が高い傾向が見受けられることや補正予算によって公債依存度が上昇する傾向にあることなどが明らかとなった。補正予算は、経済対策や災害対策などで緊要となった経費の支出のために、公債金を財源として編成されるのであれば、翌年度繰越率が高くなるとその効果も必要性も減殺されてしまうことになりかねない。ただし、決算等の国の財政状況に関する書類が、各府省等の支出済歳出額について、当初予算に計上された予算額に基づくものなのか、補正予算によるものであるのかを区別していないため、今回の検査院の検査では、その執行状況全体が明らかになったわけではない。補正予算に計上された予算の効率的、効果的な執行に努める必要があるとともに、その執行状況についてもより詳細に明らかにして、分かりやすく説明する必要があるだろう。また、予算の各目明細書に対応する形で、これまでも決算の各目明細書を作成する必要性について国会で指摘¹²されることがあったが、一考する必要があるだろう。

また、行政経費の効率化、事業の有効性等に関する事項において、新重点密集市街地の解消に向けた事業の実施状況（事例 17）や政府共通プラットフォームの整備及び運用状況（事例 18）など、いわゆる問題提起型の指摘が多数見受けられるのも特色である。これらは、これまで進められてきた政策について、検査結果を踏まえ、効率性や有効性等の観点からの問題を提起しているものであり、関係機関は早急に現状を再評価し、施策の見直しを検討すべきであろう。

（2）決算検査報告をより有効なものにするための各省庁等の取組

今回の決算検査報告においては、DNA 合成製品購入に係る不適正な会計処理（事例 6）や効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）（事例 14）など、毎年繰り返し指摘されているものや、内閣官房及び内閣府本府における重要物品のずさんな管理（事例 7）

¹² 第 189 回国会参議院本会議録第 2 号 17 頁（平 27.1.28）等

及び国土交通省における電気通信設備の物品管理簿への不適切な記載（事例9）など、省庁で同様の指摘がされているものがある。これらの多くは、本府省による制度の周知不足や、行政現場において担当職員が制度を十分に理解していなかったために生じているとされ、指摘のあった省庁等はもちろんのこと、指摘がなかった省庁等においても、同様又は類似の制度や運用等を見直す契機とするとともに、決算検査報告に記されている発生原因について深く認識して、今後、同様の指摘が繰り返されないようにする必要がある。

この観点から言えば、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における多額の利益剰余金（事例12）や生活福祉資金の貸付事業に係る保有資金（事例13）などの資産、基金等のストックに関する指摘も同様であり、類似の制度や資金等について、適切な資金規模の判断基準の設定や余裕資金の有効活用、国庫返納を可能とするための規定の整備など、検査院からの指摘を受ける前に省庁が必要な措置を講じるべきである。

また、各省庁が前回の決算検査報告と同様の指摘を異なる事業で受ける事例が目立っている。例えば、厚生労働省は、今回、第三者行為災害において国が取得する求償権について、債権管理事務が不適切であったことが指摘されているが（事例19）¹³、26年度決算検査報告において、生活保護費に係る返還金等の債権管理について同様の指摘を受けた。また、法務省は、今回、刑事施設における被収容者の運動靴等の自給製品の原材料等の管理が不適正であると指摘されたが（事例4）、前年度は刑事施設において刑務官の制服生産における生産・在庫状況を確認しないまま原材料を調達しているとして、同様の指摘を受けた。各省庁は検査院の指摘を当該事業の改善だけでなく、他の同種事業の改善にも活用していくべきである。

さらに、今回の決算検査報告における指摘件数は455件であり、依然として多いものの、検査院が省庁等に意見表示・処置要求という形で支出の背景にある制度面などの是正を求めた件数は43件で、25年度の100件から26年度に半減し、27年度においても同水準となっている。検査院が憲法上内閣から独立している財政の外部監督機関として、省庁に検討を求めるといった問題提起にとどまらず、実効性ある是正改善措置を要求するなど、より一層踏み込んだ指摘を行うことを期待したい。

厳しい財政状況の下で、限られた財政資金を効率的・効果的に活用することは極めて重要になっており、検査院による検査結果は、その後の予算編成や執行過程などにフィードバックされることが必要である。国会においても、予算執行の検証と実績評価を行う立場として、決算検査報告で実態が明らかになった問題について、それを踏まえた議論を一層活発に行い、国の予算執行の是正改善を積極的に促していくことが重要である。

（おおやなぎ りょう）

¹³ 27年度決算検査報告において改善処置済事項となっているが、日本年金機構が年金給付の過誤払等に係る返納金債権（10億7,483万円）の保全を適切に行わず、消滅時効が完成したとして不納欠損となった事例も同様である。